

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する 意見募集について

～市場化テスト対象事業の新規募集～

令和2年9月11日
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、令和2年9月11日（金）から10月5日（月）までの間、官民競争入札又は民間競争入札¹（いわゆる市場化テスト）の対象とすることにより、民間の創意工夫が発揮され、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービスについて、民間事業者及び地方公共団体の方々から御意見を募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）は、公共サービスの実施について、その利益を享受する国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現することを目的としております。

また、公共サービス改革法は、政府が同法に基づく「公共サービス改革基本方針」の策定又は変更に当たり、民間事業者や地方公共団体の方々から、国の行政機関等²が実施している公共サービスの業務内容等に関して意見を聴取し、公表を行うことを定めています³。

今年度は、令和2年9月11日（金）から10月5日（月）までの間、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する御意見を募集します。

国の行政機関が自ら実施している事業のうち、民間に委ねることができるもののほか、既に民間委託されているものの、市場化テストにより競争性の改善が見込まれると考えられる公共サービスについても御意見を受け付けておりますので、下記を御参照の上、御提案下さいますようお願いいたします。

なお、重要な御意見については、関係行政機関等による回答と併せ、当室ホームページ⁴にて情報を掲載・公表します。

¹ 「官民競争入札」は、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項（仕様書等の入札関係資料）の作成、落札者決定のための評価等において監理委員会の関与が行われるもの。

「民間競争入札」は、「官」は参加せず、質・価格の両面で最も優れた民間事業者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項の作成等において監理委員会の関与が行われるもの。

² 「国の行政機関等」とは、国の行政機関のみならず、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるものであって、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）を指す。人事院、会計検査院、立法、司法は対象外である。

³ 公共サービス改革法第7条第3項、第5項及び第9項

⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/momi_ji/2016/iken.html

1. 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する御意見の内容

- ①国の行政機関が自ら実施している事業であるものの、民間に委ねることができると考えられる公共サービス
- ②既に民間委託されているものの、市場化テストにより競争性の改善が見込まれると考えられる公共サービス
- ③上記①・②に関し、政府が講ずべき措置
- ④公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置
- ⑤その他、公共サービス改革基本方針に関する事項

に関する御意見を募集します。

(記入例)

【提案事項】

〇〇事業について市場化テストを実施

【提案の具体的内容】

現在△△が実施している〇〇事業については、市場化テストの対象とすることにより、民間の創意工夫が発揮され、より良質かつ低廉な業務の実現が可能になると考えられる。

【具体的事業の実施内容・提案理由】

- ・現在△△が実施している〇〇事業については、民間事業者が同様の事業を行っている実績があり、官民競争入札の対象とすることにより、民間の創意工夫が発揮され、□□の効果が期待できる。
- ・△△が実施している〇〇事業については、一部民間事業者に委託しているものの、積極的な事業の情報開示や、業務の委託範囲や内容を見直すことにより、民間の創意工夫が発揮され、□□の効果が期待できる。

重要な提案については、総務省公共サービス改革推進室から、関係府省等との調整や官民競争入札等監理委員会での審議等を通じて、「公共サービス改革基本方針」に反映できるように検討を進めていくこととしています。

なお、御意見に対する関係行政機関等からの回答は、お寄せいただきました御意見と併せ、当室のホームページにて掲載・公表いたします。

2. 募集期間

令和2年9月11日（金）から10月5日（月）まで

3. 提出方法

①インターネット（下記URLからお入りください。）
(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) ※e-Gov へのリンク

②電子メール

意見書様式に御記入していただいた後、下記アドレスに意見書をPDF化して

送信してください。

③ F A X

意見書様式に御記入していただいた後、下記 F A X 番号に意見書を送付してください。

④ 郵送又は持参

意見書様式に御記入していただいた後、下記宛先に意見書を提出してください。
郵送の場合は、封筒の表面に「意見書在中」と朱書きしてください。

<あて先>

総務省 公共サービス改革推進室内 意見募集担当

住所：〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス：kousa_kihonhoushin●ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策のため、●を、@に置き換えてください。

F A X 番号：03-3597-1310

4. その他

- ① 御意見内容の詳細等を確認するために、意見書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問い合わせをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ② 郵便事故や通信事故により未着となった御意見については、本募集においては受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡は行っておりませんので、送付後に念のため確認の電話をいただければ幸いです。
- ③ お寄せ頂いた氏名、メールアドレス等の個人情報については、御意見の内容確認等、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集についての連絡目的に限って利用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。

(問合せ先)

総務省公共サービス改革推進室 意見募集担当

TEL:03-5501-1878

FAX:03-3597-1310